



Design

意匠

弁理士法人 藤本パートナーズ 石川 皓平◇弁理士

昔からあるけれど、特定の地域の一部の人しか知らない図案（極めてマイナーな家紋のようなものです）を使用して、包装紙やマスキングテープを作りたいのですが、意匠権は取れますか？ それともこれは容易に創作できたものに当たりますか？

（茨城県 M. K）



1. 創作非容易性

出願意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、当業者）が容易に創作をすることができる場合は、意匠登録は認められません（意匠法3条2項）。創作非容易性といわれる意匠権の登録要件の一つです。

なお、令和元年の意匠法改正により、その判断資料に「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等」と下線部分が追加されました。改正前は「公然知られた」、すなわち現実に知られたという事実が必要でしたが、改正後は現実に知られ得る状態にあれば足りるようになりました。これは特許法29条2項（進歩性）と同様の内容であり、判断資料が増えたことで意匠の創作非容易性の水準は引き上げられたといえます。

2. 創作容易の具体例

出願意匠が出願前に公知となった形状等を基本として創作されたものである場合に、それが当業者にとって「ありふれた手法」によりなされたときは、

創作容易と判断されます。

意匠審査基準には「ありふれた手法」として、(a)置き換え、(b)寄せ集め、(c)一部の構成の単なる削除、(d)配置の変更、(e)構成比率の変更、(f)連続する単位の数の増減、(g)物品等の枠を超えた構成の利用・転用——が例示されています。

3. 本件について

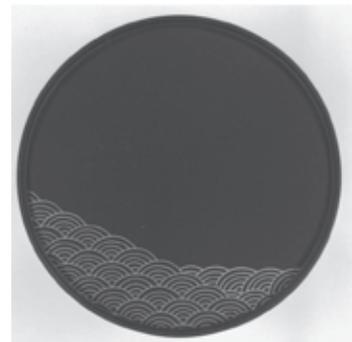
本件図案は特定の地域の一部の人しか知らないものですが、秘密の状態にされていないのであれば、「公然知られた」形状等として、創作非容易性の判断資料となります。

そして、意匠審査基準において上記(g)の具体例として「絵画モナリザをほとんどそのまま壁紙として表したにすぎない意匠」が挙げられていることや、商標審査便覧42.107.06において特許庁が「現代において、家紋は、……冠婚葬祭において着用される紋付袴などの和服……等において、また、装飾や模様として、シール、マグカップ、ティシャツ等に一般に用いられている」と理解していることからすると、本件の包装紙やマスキングテープは、公然知られた形状等に基づいて

「ありふれた手法」により創作できたものとして、創作容易と判断される可能性が高いように思います。

ただし、上記は「ほとんどそのまま表したにすぎない」場合の話です。表し方に着想の新しさや独創性が認められる場合には、創作容易ではないとして意匠権を取得できる可能性があります。例えば下記の意匠は、広く知られている模様「青海波^{せいがいば}」をあしらった「食卓用皿」ですが、表し方に創作性が認められ意匠登録されました。

意匠登録第1094000号



4. まとめ

以上のように、本件は、図案の表し方によっては意匠権を取得することが可能な場合もあります。この点の判断は少し専門的なものになりますので、意匠専門の弁理士にご相談いただくことをお勧めいたします。